

マイナンバー制度が始まります



マイナンバー広報ロゴマーク
マイナちゃん

国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」が導入されます。マイナンバー制度はどのようなのか、市民の皆さんにどう関わってくるのかお伝えします。

マイナンバーとは？

住民票をお持ちの方に1人1つ与えられる12桁の番号

日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方にマイナンバー（個人番号）を付けることで、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同じ方の情報であることを確認するために導入されます。

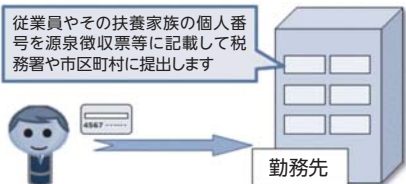
マイナンバーは一生使うもの

原則不変ですが、番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合は変更できます。

いつから始まるの？

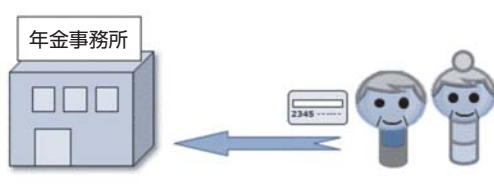
- 平成27年10月 マイナンバーの通知カードの送付・個人番号カードの申請の開始
※10月5日以降簡易書留郵便で順次送付されます。
※届いた方から個人番号カードの申請ができます。（希望者のみ）
- 平成28年1月 社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用開始
個人番号カードの交付の開始

勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



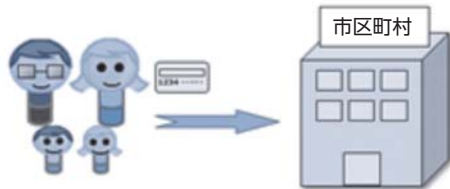
● 年末調整で

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に
マイナンバーを提示します



● 年金給付で

毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



● 児童手当手続きで



行政手続きで
マイナンバーが
必要だよ

マイナンバーは何に使うの？

- このほか
- ・ 雇用保険
- ・ 医療保険
- ・ 生活保護など
- ・ 福祉の給付
- ・ 税の手続き
- ・ 災害対策 など